

# 中学生の皆様へ 愛知県高等学校等奨学金 令和8年度奨学金の貸与予約申請の御案内

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、奨学金の貸与（無利息）をおこなっています。

来年度、高等学校・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程への進学を予定して、奨学金の貸与を希望される方は、在学する中学校に申し出てください。

## 1 申込みの方法

申請希望者は、申請書類を6月27日（金）までに事務室へ取りに来てください。

## 2 申込み期限

7月4日（金）までに事務室へ提出してください。

## 3 奨学金の概要

### (1) 貸与月額及び返還期間

| 区 分   |         | 貸与月額          | 返還期間  | 左記と選択できる貸与月額  | 返還期間 |
|-------|---------|---------------|-------|---------------|------|
| 国公立校  | 自 宅 通 学 | 1 8 , 0 0 0 円 | 1 0 年 | 1 1 , 0 0 0 円 | 6 年  |
|       | 自宅外通学   | 2 3 , 0 0 0 円 |       |               |      |
| 私 立 校 | 自 宅 通 学 | 3 0 , 0 0 0 円 | 1 2 年 |               |      |
|       | 自宅外通学   | 3 5 , 0 0 0 円 |       |               |      |

※ 予約決定のみでは貸与を受けることができません。高等学校等へ入学後、入学した学校を通じて、6月に申請手続きをする必要があります。

### (2) 返 還

卒業後（又は退学や転学などで在学しなくなった後）半年後から貸与月額に応じて上表返還期間で返還（原則、月賦による均等返還）

### (3) 返還猶予

- ・卒業後も、大学、専門学校などの教育機関に在学中は、申請により返還を猶予します。
- ・低所得世帯の方を対象に、奨学生本人の収入が一定の額に達しない間は、申請により返還を猶予します。

## 4 予約採用の対象となる方

次の(1)及び(2)に該当することが必要です。

- (1) 親権者又は未成年後見人が県内に在住し、高等学校・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程に進学を希望している方
- (2) 経済的要件

親権者等の課税標準額（市町村民税所得割の課税総所得金額）の合計額から一定額控除\*後の額が230万円以下の方

\* 親権者等の扶養親族のうち、令和7年1月1日時点で0歳～15歳の方一人につき33万円、16歳～18歳の方一人につき12万円を課税総所得金額から差引く。

## 5 問合せ先

御不明な点がございましたら、お問い合わせください。

愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ（電話 052-954-6785（ダイヤルイン））